

北海道建設審議会

第1回 建設産業の振興に関する専門委員会

日時 平成29年6月1日(木) 14時00分～16時00分

場所 赤れんが2階2号会議室

事務局(京田課長)

それでは、定刻になりましたので、開会していきたくと思います。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、建設産業の振興に関する専門委員会の事務局を担当しています、北海道建設部建設政策局建設管理課建設業担当課長の京田でございます。

しばらくの間、私の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、北海道建設部建設業担当局長の板谷よりご挨拶申し上げます。

事務局(板谷局長)

建設部建設業担当局長をしております板谷でございます。

第1回の専門委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

まずもって、委員の皆様におかれましては、日頃より、北海道の建設行政の推進にご理解とご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、このたびの専門委員会の委員をお引き受けいただくとともに、本日は、大変お忙しいところご出席を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、建設産業は、社会資本の整備はもとより、施設の維持管理に関しまして、重要な役割を担っておりまして、例えば皆さんもご承知のとおり、昨年夏の一連の台風による災害対応の際にも、地域の守り手としての役割に大いにご尽力をいただいたという一つをとってみましても、道民の安全・安心を支えていく、そういった上で欠くことのできない存在であると考えております。

また、地域に根差しまして、経済や雇用を支える基幹産業としての役割も非常に大きく、将来に向けた持続・発展、こういったところが求められていると考えております。

これまで北海道といたしまして、平成10年度から北海道建設業振興アクションプログラム、平成20年度からは北海道建設産業支援プラン、そして平成25年度からは現行の北海道建設産業支援プラン2013を策定いたしまして、さまざまな支援施策を行ってきたところでございます。ただ、この現行のプランも、今年度が最終年となっているところでございます。

皆様ご承知のとおり、現在、建設産業を取り巻く環境は、就業者の高齢化や若年技術者・技能者の減少など、担い手不足といった従

来からの課題の深刻化に加えまして、働き方改革、女性の活躍推進、そしてICTなどによる生産性の向上などの新たな課題によりまして、大きく変化を遂げていると考えております。

こうしたことから、道といたしましては、現行プランの検証、そして環境変化を踏まえまして、時代に即した新しい支援プランが必要であるものと考えているところをございまして、策定の検討にあたりましては、さまざまな分野に高い見識をお持ちの委員の皆様方からのご意見をいただきまして、よりよいものにしてまいりたいと考えております。どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

本日は、最初の委員会でございますので、私から委員の皆様を紹介いたします。

なお、お手元に資料を用意させていただいております資料1の名簿の順にご紹介させていただきます。

一般社団法人中小企業診断協会北海道常任理事 安達陽子様でございます。

釧路公立大学前学長 小磯修二様でございます。

北海商科大学商学部教授 堤悦子様でございます。

一般社団法人北海道建設業協会監事 中山茂様でございます。

建設産業専門団体北海道地区連合会理事 濱野忠生様でございます。

岩見沢市建設部まちづくり担当次長 平井尚幸様でございます。

一般社団法人北海道測量設計業協会理事 渡辺亮様でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

建設管理課長の勝谷です。

技術管理担当課長の坂野です。

建設管理課主幹の米地です。

同じく主幹の大和です。

同じく主幹の通岩です。

同じく主幹の中村です。

同じく主幹の中原です。

同じく主幹の山中です。

同じく主幹の栗田です。

同じく主査の前川です。

同じく主査の向です。

同じく主査の高村です。

同じく主査の永井です。

なお、本委員会は、道が定める附属機関の設置及び運営機関の基準に従いまして、公開とさせていただきます。

また、議事録につきましても、道のホームページ等で公開することになっておりますので、委員の皆様には、あらかじめご了承をお

願いいたします。

事務局(京田課長)

それでは、議事に入らせていただきたいと思います、ここからは着席で進行させていただきたいと思います。失礼します。

本日の最初の議題であります委員長選任についてですが、この委員会は北海道建設業審議会の部会であり、その施行規則によりますと、委員長は委員の皆様のご互選により選出となっております。

選出方法につきまして、ご意見等はございますでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

事務局(京田課長)

事務局一任のお声がございましたので、事務局の方から提案させていただくことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局(京田課長)

それでは、事務局案でございます。委員長につきましては、平成24年度の本委員会でも委員長を務めていただいております堤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局(京田課長)

委員の皆様のご賛同をいただきましたので、委員長は、堤委員と決定させていただきます。

堤委員長には、委員長席にご移動をお願いいたします。

それでは、委員長よりご挨拶をいただき、その後の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

堤委員長

北海商科大学の堤です。

平成28年の秋に建設業審議会で本委員会の設置が了承され、本日、第1回目となります。

北海道の基幹産業であります建設産業の振興に関する委員会でありますので、具体的な施策などにつきまして、今後、皆様と審議を深めてまいりたいと思います。

忌憚のない意見をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速、議事を進行していきます。

本日は、これまでの振興施策の経緯と概要から始め、現プランや推進事業実績について説明を受けまして、課題まで議論が進めればと考えております。

それでは、議事の(2)のこれまでの建設産業振興施策の経緯と概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局(京田課長)

それでは、事務局から説明いたします。

資料といたしましては、お手元にあります資料3になります。

本日、資料が多く、時間が限られておりますので、大変申し訳ありませんが、簡単なお説明でご容赦願いたいと思います。

それでは、資料3に基づいて、これまでの道の建設産業振興施策の経緯と概要についてご説明いたします。

道では、これまでも、道内建設業の振興に取り組んできており、平成10年には、北海道建設業振興アクションプログラムを策定しました。

そのプログラムでは、社会に開かれた市場システムの形成や経営に優れた企業の創造など、6つの推進目標を設け、建設業の進むべき方向とその実現に向けた方策を示して、建設業の振興と育成の取り組みを進めてきました。

平成14年度には、公共投資の縮減などによる地域の経済や雇用への影響を最小限にとどめるため、建設業の経営体質強化と新分野進出を柱とする建設業等のソフトランディング対策を策定し、全庁を挙げて推進してきました。

続きまして、平成15年には、北海道建設業振興アクションプログラムを見直し、重点的取り組み事項を設定し、取り組みを強化してきました。

さらに、平成17年になりますが、公共事業が削減される中、建設業に与える影響を最小限に抑えることを目的に、公共工事の現場の効率化の観点から、経営効率化の取り組みを進めてきました。

平成20年には、アクションプログラムに代わる新たな建設業の振興計画となる北海道建設産業支援プランを策定し、平成25年には、北海道建設産業支援プラン2013を策定し、建設産業の振興に向けた支援を全庁挙げて行っているところでございます。

特に、平成26年には、品確法が改正され、将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手の確保、ダンピング防止などが謳われました。

それを受け、北海道では、公共工事の品質確保に関する取り組み方針を改定し、取り組みを進めているところでございます。

支援プラン2013は、平成29年度が最終年になりますので、平成30年度以降の支援策の検討を行うことになったところでございます。

以上でございます。

堤委員長

ただいま事務局から説明がありました、これまでの建設産業振興施策の経緯と概要について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

堤委員長

ないようですので、それでは、次に議事の(3)の北海道建設産業支援プラン2013について、事務局から説明をお願いします。

事務局(京田課長)

それでは、北海道建設産業支援プラン2013につきましてご説明いたします。

資料につきましては、資料4と5になっております。資料5につきましては、本編でございますが、時間の関係上、資料4の概要版でご説明いたします。

資料4の上からいきますと、第1章でございますが、建設産業の役割を記述しておりまして、第2章は建設業を取り巻く状況、第3章は前プランの検証を行っております。

第4章、左下の方でございますが、課題を整理しております。

課題につきましては、1 競争力の強化、2 人材の確保・育成、3 新たな市場への進出、4 社会的役割と責任、5 適切な元請・下請関係、6 過剰供給構造、7 公正な市場環境づくりの7つの課題としておりました。

右に移りまして、第5章では、その課題を受けて、実際に行う施策と事業の展開を記載しております。

施策につきましては、1 経営力の強化、2 人づくりの強化、3 道外などへの進出、4 信頼の確保、5 適正な施工体制、6 不良・不適格業者の排除の6つの柱としており、それに発注者としての取り組みを併せて施策としております。

それぞれにぶら下がっている推進事業によって、支援を展開してきた状況でございます。

右の方の字が小さいところでございますが、これは主な推進事業のみ載せております。そのほかにも推進事業がございます。

第6章では、左下でございますが、プランの推進体制を記述しております。

現在の支援プラン2013については、このような状況でございます。

以上でございます。

堤委員長

ただいま事務局から説明のありました北海道建設産業支援プラン2013について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「別にございません」の声あり)

堤委員長

それでは、次に議事の(4)北海道建設産業支援プラン2013推進事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局(京田課長)

それでは、北海道建設産業支援プラン2013の推進事業について、ご説明いたします。

資料につきましては、資料6となっております、資料6につきましては、28年度の実施した推進事業一覧をつけております。

推進事業は、先ほどの施策にぶら下がっているものでありまして、建設部だけではなく、経済部、農政部、水産林務部、教育庁などを含めた、道庁全体で推進している事業でございます。

具体的には、次のページの1ページ目をご覧いただきたいと思い

ますが、1 経営力の強化という施策には、小項目として、(1) 経営の方向性の明確化としており、具体的な推進事業としては、北海道建設業サポートセンターの運営などと記載しております。

その他についても同様となり、施策ごとに多くの推進事業がぶら下がっております。

続きまして、資料7でご説明したいと思います。

資料7につきましては、平成25年度から28年度の取り組み実績を記載しております。

多くの事業がありますので、時間の関係上、主なものに関してのみ、ご説明したいと思います。

まず、1ページ目でございますが、1 経営力の強化のうち、(1) 経営の方向性の明確化の推進事業として、NO1になります。これは北海道建設業サポートセンターの運営を記載しております。これは建設業支援の総合的な窓口であり、中小企業診断士や公認会計士による指導・助言を行っているものでございます。

また、NO2以降でございますが、経済部において、中小企業等に助成や相談等を行っております。

2ページ目ですが、本業の強化として、先ほどのサポートセンターや助成のほか、(あ)建設業経営力強化総合対策事業となりますが、これは経営の改革に対する支援や経営力の向上に向けたセミナー開催の助成を行っているものでございます。

また、9 中小企業総合振興資金として、金融機関を通じた事業資金等の融資を行っております。

この後の施策でもいろいろな補助や助成がありますが、それらの説明は省略させていただきたいと思います。

3ページ目をご覧ください。資金貸与のほか、NO11でございますが、地方建設業経営効率化協議会の開催では、全道10か所の建設管理部において、地方建設業協会と意見交換を行っており、直接、建設業者の意見を聞き、その意見を道の支援に反映させています。

NO12の三者検討会の推進ですが、工事施工前に発注者と施工者、設計者が一堂に会し、施工条件等を確認することにより、工事を円滑に施工することができています。

4ページ目ですが、②技術力の向上として、NO14の総合評価方式の充実では、入札において、価格だけではなく技術力なども評価しており、技術力向上のインセンティブとなっております。

6ページ目ですが、NO19で、入札参加資格審査において、工事施行成績に対する評価を行うことや、NO20で、優れた企業や現場技術者を表彰しています。

9ページ目ですが、NO30、中小企業者等に対する受注機会の確保に努めております。

10ページ目からは、(3)新分野進出への支援になります。各部署が各種推進事業を行っております。

大分ページが飛びますが、16ページ目からは、2 人づくりの強化になります。

NO54、高校生インターシップ推進事業では、高校と連携し、実施しています。

19ページでは、NO61、技能士重用制度で、技能士の積極的活用を図っています。

20ページでは、NO65で誰もが働きやすい職場環境づくり、NO66、女性の活躍推進、NO67、なでしこ応援・職場環境整備事業として、女性や誰もが働きやすい職場づくりを目指して、施策を進めています。

21ページになりますが、NO74、北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会を開催し、各団体、各機関で情報を共有し、連携することにより、効率的な担い手確保、育成の取り組みを進めているところです。

22ページになりますが、NO75、建設業担い手対策推進事業で各団体、各機関と連携し、札幌の地下歩行空間などで行う建設産業ふれあい展などの建設業のPRを行っております。

23ページ目からは、3 道外などへの進出になります。

同じページですが、4 信頼の確保になります。

24ページ、NO83では建設工事下請状況等調査で、元請、下請の契約等の状況を調査しております。

26ページ目からは、5 適正な施工体制になります。

27ページ目からは、6 不良・不適格業者の排除になります。

28ページのNO100やNO101で、暴力団の排除や指名停止等の適正な運用を行っております。

30ページ目からは、発注者としての取り組みですが、NO108で、入札手続きの客観性や透明性を高めるため、多くの一般競争入札を実施しております。

31ページになりますが、NO112で、地域の中小企業の受注機会を確保するため、地域要件を設定しております。

以上になりますが、大変駆け足で申し訳ありませんでした。以上でございます。

堤委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました北海道建設産業支援プラン2013推進事業について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

安達委員。

安達委員

1ページ目のNO1の北海道建設業サポートセンターの運営というところですが、この事業は、私の所属している中小企業診断協会が請け負っているのですが、いただいた資料によると25年度から28年度まで、年々相談件数実績が減少しています。理由の一因としては、前年の相談件数実績数に応じて次年度の相談日回数をお決めになっていることが一因ではと考えます。相談日回数が少なくなる結果として更に相談実績が少なくなっているのでは、と考えます。

当協会でも、建設サポート事業を企業に対して周知する努力をいたしておりますが、道庁さんの方でも現在でもやってはいただいているのですが、更に事業PRに力を入れていただければありがたいと思います。

私もこの事業で窓口相談担当をやらせていただいておりますが、この事業をご存じない企業が多く、私の方から日頃関係のある企業に、「このような窓口相談があります」とお教えして相談に来ていただいているのが実情です。

できれば、問題を抱えているが誰に相談して良いか分からない悩みをもっている企業経営者にこの取組を知っていただきたいと思いますので、当方はもちろんですが、道庁さんの方でもHP等で積極的にアピールをしていただけたらありがたいです。

また、この事業は、開設時は中小企業診断士のみが担当していましたが、中途から、公認会計士の方も加わる形になりました。一般に中小企業診断士は、零細企業や中小企業の顧客が対象のため、公認会計士さんという敷居が高いように感じられるのか、PRしても反応が鈍かったようです。そのこともあり、最近では公認会計士資格のある診断士が受け持つことで企業の来訪を得ております。お忙しいところ申し訳ないですが、道庁さんからも積極的にPRをお願いいたします。

この事業を今後も続けていきたいために、今回の意見を言わせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

堤委員長

事務局、どうですか。

事務局(京田課長)

ただいまのご意見を伺いました。今後ともPRに努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

安達委員

よろしくお願いいたします。

堤委員長

ほかにご意見ありませんか。
渡辺委員。

渡辺委員

渡辺でございます。
多分今までの建設産業支援プランのメンバーには、測量設計業界が加わっていなかったもので、今回わざわざ呼びいただきましてありがとうございます。
施策を見させていただいているのですが、どちらかといえば建設業者さん向けの施策が中心ということで、例えば9ページに、「中小企業等に対する受注機会の確保に関する推進方針」という具体的に何%を工事の方で目標というふうになってはいますが、これは、具体的にいうと設計業界でもそういった目標があって示されているのでしょうか。それとも全く今まではこういったものは別段管理していない。いろんな施策に多分今まで入っていなかったということで、これから確認を進めながらとは思いますが、これですけれども。

堤委員長 事務局、お願いします。

事務局(勝谷課長) 建設管理課長の勝谷と申します。
中小企業の目標数字については、請負と役務という形で、目標数字を設定して関与していくということです。
それから、建設ツールとして、道は当然そうなんですけれども、開発局ですとか、ネクスコとか、JRとか運輸機構だとかといったところにも同様に地元中小企業を活用してほしいということで、毎年請負のことと委託業務について要請活動を行っているところでございます。

堤委員長 よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。

堤委員長 それでは、議事の(5)の北海道建設産業支援プラン2013の検証骨子(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局(米地主幹) それでは、資料8、北海道建設産業支援プラン2013の検証骨子(案)について説明します。
はじめに、今回、支援プラン2013の検証には、現行のプラン2013に掲載されております7つの課題に沿って、データ、アンケート、意見交換会等での意見により検証しております。
この資料は、あくまでも検証骨子で案でございます。本日のご意見等を伺い、今後、修正していくこととしております。
データ等やアンケート、意見交換会の意見等につきましては、素案の作成に向けて、今後追加、修正等を行い、精査してまいります。
まず、課題1「競争力の強化」についてですが、施策としましては、「経営力の強化」として、「経営の方向性の明確化の支援」、「建設業本業の強化の支援」となっております。
建設投資額は、平成5年度をピークに減少傾向にありましたが、22年度を底として、近年は増加傾向にあります。
営業利益率は、平成6年度をピークに減少傾向にありましたが、21年度を底として、近年は改善傾向にあります。
2ページになりますけれども、資本金階層別の経営状況につきましては、棒グラフで示している階層別、これにつきましては増減はありますけれども、折れ線グラフで示している全体、これにつきましては改善傾向にあります。
次は、北海道の1社当たりの完成工事高、これは黒のグラフで示しておりますけれども、増加傾向になってございます。
なお、北海道の1社当たりの完成工事高、これには道内業者の道外での工事を含んでおりまして、道外業者の道内での工事は含んでおりません。
次に、資本金階層別の完成工事高です。これは完成工事高全体が増加傾向にある中で、左側の小規模な業者、この完成工事高が増加

傾向にございます。

次、3ページです。資本金階層別許可業者数の推移では、階層別の割合にほとんど変化はありません。

また、このグラフの一番下の棒グラフで全国を示しておりますけれども、全国と比べると、小規模な業者の割合、これは少ない状況にございます。

次に、倒産件数と負債金額、全産業に占める件数の割合、これはいずれも長期的に減少傾向にあります。

意見交換会等での意見では、経営の強化には、「安定的な予算の確保」、「早期発注」、「余裕のある工期」など、営業利益率の向上を求める声が多い状況です。また、技術者・技能労働者の減少に伴い、工事のピーク時には人員が不足することから、工事の平準化・適期施工を求める声が多い状況になっております。

次、4ページです。建設業者における技術力の一つの目安である土木施工管理技士の合計数、これは横ばいになっておりますが、1級土木施工管理技士につきましては、増加しております。

北海道の発注工事における施行成績評定点は、毎年向上しております。

検証として、「支援プランにより、各関係者がさまざまな施策・取組を行ってきており、営業利益率や倒産件数に一定程度の改善がみられてきている。また、技術力も向上している。しかし、建設産業が地域に根差し、持続的に地域の安全・安心を守るためには、経営の安定が不可欠であり、継続的な利益率の向上や技術力の確保が必要となっている。」としています。

次、課題2「人材の確保・育成」です。

施策2として、「人づくりの強化」としまして、「若年労働者等の確保・育成の支援」です。

許可業者数、これは下の折れ線グラフで示しておりますけれども、近年、横ばいになっております。就業者数、上の折れ線グラフで示しておりますけれども、近年、一時増えておりましたが、ここ2年では減少しております。

次、5ページです。5ページの上のグラフで、全道の技術者・技能労働者数を示しておりますけれども、その中で、折れ線グラフの2番目と3番目になりますけれども、男女ともに建築技術者、土木・測量技術者は、22年度まで減少しておりましたが、近年は横ばいになっております。

一番上の折れ線グラフで示しております建設・土木従事者につきましては、減少が続いておりますが、近年は減少の傾きは緩くなってきております。

50歳以上の割合についてです。棒グラフの下に50歳以上の割合を示しておりますけれども、約50%で高止まりをしております。15歳から29歳の割合、これは棒グラフの上を示しておりますけれども、10%前後と横ばいになっております。

次、6ページです。工業系の高校、専門学校、大学等の就職した卒業生のうち、建設業に就職した割合は、横ばい傾向が続いており

ます。

就職後3年以内に離職した割合は、大きな変化はありませんが、高校生については、若干改善しております。

有効求人倍率は、全職業で上昇しており、特に最近では1.0倍を超えてきております。その中でも、建設産業従事者の有効求人倍率が大幅に上昇しております。型枠大工・とび工につきましては、9倍を超える時期も発生しております。

ただし、建設業は季節性がありますことから、年間を通じて大きく変動している状況にあります。

道内建設労働者の平均給与月額是全国を下回っています。労働時間は折れ線グラフで示しておりますけれども、全国を上回っております。

アンケート結果についてです。「平成28年度の建設産業振興施策に関するアンケート調査」、これによりますと、ほとんどの団体・企業で若年者の採用が難航している状況にあります。

また、若年労働者に対するアンケートでは、若年労働者は建設業に対して、「休日が少なく、労働環境が厳しい」と感じていることが分かります。

意見交換会等では、技術者・技能労働者とも高齢化が進行しており、若年者の採用が難航しているとの声が多い状況となっております。

一番下に、検証と記載しておりますけれども、「建設業就労者のデータによりますと、技術者は減少していたが、近年は横ばいになってきており、一定の効果が出ていると思われるが、技能労働者の減少が続いており、入職者が増えていない。支援プランにより、各関係者が人材確保・育成の努力をしているが、多くの企業で担い手確保が難航していることから、引き続き支援が必要となっている。」としております。

次、8ページです。課題3「新たな市場への進出」ですが、施策としましては、「経営力の強化」として「新分野進出への支援」と、「道外などへの進出」として「寒冷地技術を活用した道外・海外進出の支援」となっております。

道外進出の例は、建設会社が地元の特産品である「いくら」に注目し、本州で「いくら丼」を主体にした和食店を出店したのをはじめ、平成29年には、銀座にも和食店を出店して事業を展開している例があります。

海外進出の例は、コンクリート製造会社が、日本の政府開発援助で大規模事業が進むミャンマーに、本年5月、合弁会社を設立し、鉄道の路盤改修や港湾工事に参画することを予定している例があります。

新分野に進出する考えはないとする企業の割合が増加しており、新分野進出よりも、本業強化が重要とする企業が増えている傾向が見られます。

意見交換会等では、「本業の強化が最も必要と考えている」との回答が多く、積極的に道外に進出しようとする例は少ない状況です。

検証についてですが、「道外進出などは、すぐに利益を生むことが難しく、本業が安泰でなければ、道外への進出を選択しないケースが多い。支援プランにより、相談等を受けてきているが、意見交換会での要望も少ないことから、今後の支援のあり方の検討が必要である。」としております。

次、課題4です。「社会的役割と責任」ですが、施策、「信頼の確保」として、「法令遵守の徹底」、「情報発信の強化」です。

北海道建設業協会をはじめ、全道の地方建設業協会は、行政機関と災害発生時における迅速かつ機動的な対応を行うために、協定を取り交わしています。

次、9ページです。建設業法に基づく監督処分は、平成27年度が大幅に増えています。

労働災害は、近年、横ばい傾向にあります。

社会保険未加入企業に対する指導は、建設業許可更新時、経営事項審査時とも減っております。

意見交換会等では、「建設産業は、本来の姿以上に悪いイメージを持たれており、イメージアップ等のPRを強化するべき」との声があります。

10ページです。検証になりますけれども、「道の入札参加において、社会保険未加入企業の参入を制限していることなどから、未加入企業への指導が減少しており、一定程度の改善がみられてきている。建設産業のイメージアップのためには、建設産業が健全な業界であると認識される必要があり、引き続き業界団体と連携し、法令遵守の徹底や情報発信に取り組む必要がある。」としています。

課題5です。「適切な元請・下請関係」ですが、施策としては、「適正な施工体制」として、「元請・下請関係の状況把握や指導」、これについてですけれども、道が実施しております下請状況等調査におきましては、指導割合が増減を繰り返しながら、横ばいとなっています。

検証としましては、「下請状況等調査において、調査数に対する指導数は1%以下であるが、指導案件がなくなっていないことから、引き続き取組を行っていく必要がある。」としております。

次、課題6です。「過剰供給構造」ですが、施策として、「経営力の強化」として、「経営の方向性の明確化の支援」、これについては、平成18年度以降、合併、営業譲渡とも増減を繰り返しながら、件数が徐々に減少しています。

11ページです。1社当たりの完成工事高は、北海道は黒のグラフで示しておりますが、増加しております。

検証としまして、「建設業者の合併、営業譲渡については、合併、営業譲渡に取り組んだ業者に優遇措置を行っていましたが、措置を減らしてきたため、合併、営業譲渡の件数が減少している。1社あたりの完成工事高は増加しており、改善傾向であるため、今後の支援のあり方の検討が必要である。」としております。

次、課題7です。「公正な市場環境づくり」ですが、施策6として、「不良・不適格業者の排除」、「ペーパーカンパニー、暴力団関係事

業者などの排除」ですが、指名停止では、件数、業者数とも増減を繰り返して推移しています。ただし、指名停止基準のうち、「独占禁止法違反行為」ですとか、「競争入札妨害又は談合」につきましては、道外業者が多くを占めており、道内業者につきましては、指名停止の件数、業者数ともに減少傾向にあります。

次、12ページです。道発注工事の暴力団関係建設業者の排除では、入札参加除外措置をとった件数が、26年度以降ゼロ件となっており、暴力団の排除が守られています。

検証としては、「入札事務等の取組により、暴力団関係建設業者の入札参加除外措置は改善されているが、指名停止の件数・業者数が横ばいであり、建設業のイメージアップのためには、引き続き取組を行っていく必要がある。」としております。

検証の総括としてですけれども、支援プラン2013の検証の結果、支援施策の推進は、一定の成果はあったものの、本道の建設業は、依然、人材確保・育成をはじめとして、さまざまな課題を抱えていますことから、今後も課題解決の支援施策が必要と思われます。

以上でございます。

堤委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がありました建設産業支援プラン2013の検証骨子（案）について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員

これからになると思うのですが、今までのプランでは、私どもの業界の数字がほとんどないので、実態をこれから把握していただいて、若年者がいないとか、女性の担い手確保とかというのは共通の課題ではあるのですけれども、いかんせんデータがない。例えば合併した場合、優遇策があるというふうにごうたわられていますけれども、測量設計業界は合併しても優遇策がないので、その辺は何か書き方の中で検討、工夫していただくなり、建設業と測量設計業の課題は若干違うので、その辺は少しだけでも入れていただけると、実態把握も含めて進むのかなというふうに感じましたので、ご検討いただければと思います。

堤委員長

事務局、お願いします。

事務局(京田課長)

現行の支援プラン2013もそうなんです、「建設産業支援プラン」という形にしていまして、「建設業支援プラン」という形ではなくて、「建設産業」ということで、いわゆる建設業だけでなく、その関連業という形で、測量ですとか調査ですとか、そういうコンサルさんの支援も含めている次第です。

これからのご意見等も伺いながら、そういう方向性でよろしいということであれば、今までどおり、建設産業という形でいきたいと

考えておまして、今ご指摘のとおり、課題等も確かに少ないところがございますので、担い手対策とか共通しているところではございますけれども、そのほかのところも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

渡辺委員

経営事項審査では、建設業者さんの方は発注標準ということで、例えば技術者数ですとか、いわゆる自己資本とかでランク付けされていますけれども、私どもの業界はランクがありません。逆に言うと、経営として何を目指していくかというのは、実は指標が非常に難しいというふうに考えます。建設業では合併審査であったり、経営事項審査がある中で、今、私どもの業界にはないので、今後そういう実態を踏まえて何か考えていくかどうか、全く今は時期尚早で、まだまだこれからですよということであれば、今後、検討課題ということで、少しでも研究していただければと思います。よろしくお願ひします。

堤委員長

事務局。

事務局(京田課長)

今のご意見を踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

堤委員長

ほかにありませんか。

それでは、次に議事の(6)の新プランの課題検討について、事務局から説明をお願いします。

事務局(米地主幹)

それでは、資料9の新プランの課題について説明いたします。

この新プランの課題についてですけれども、新たな社会の変化を受け、検討に際しての論点を記載しております。

1枚目の左側に、現行支援プラン2013で設定した7つの課題を記載しております。

真ん中に新たな社会の変化としまして、「品確法」、「ICT」、「働き方改革」、「女性活躍推進」などがありますので、それらを加味した新プランの課題を検討していきたいと考えております。

右に記載しております新プランの課題というのは、あくまでもたたき台となっております。

次のページ、2枚目に、課題検討における論点を記載しております。

まず、1番目の「競争力の強化」のうち、「経営体質の強化」につきましては、建設産業は、地域の安全・安心を守り、経済・雇用を支えるという大きな使命を持つ地域に不可欠な産業となっておりますので、1つ目としまして、建設産業の持続性を確保し、発展するためには、適正な利潤が必要。2つ目として、企業が継続して良質な社会インフラの整備を行うためには、技術の継承が必要。この2点を論点としております。

「生産性の向上」につきましては、人口減少・高齢化に伴う担い手不足のため、建設産業の生産性向上が求められておりますので、

1つ目として、建設業就業者の減少の対策や賃金を上昇させるための生産性向上には、ICT、i-Constructionの導入が必要。2点目、高度な技術や設備を導入できない中小企業において、生産性向上の方策が必要。この2点を論点としております。

2番目の「人材の確保・育成」では、若年者は就職先に、週休2日制や時間外が少ない企業を希望しております。建設業就業者の減少が続く中、入職を増やすには、魅力ある建設産業になることが求められておりますので、1つ目として、担い手確保のために、入職者の増加、離職の防止が必要。2点目として、女性活躍推進のため、女性が働きやすい環境づくりが必要。3点目として、労働環境改善のために、週休2日制の導入や時間外の縮減をはじめとした3K職場の解消が必要。この3点を論点としております。

次に、建設業協会との意見交換についてです。

資料10をご覧ください。建設業協会の意見についてですが、昨年春と夏、また、ことしの冬に実施した意見交換会での主な意見を記載しております。

まず、平成28年春の意見交換会では、「安定的な予算の確保」、「早期発注と平準化」、「余裕ある工期や選択工期等の活用」、「担い手の確保には建設業のイメージアップ、PRが必要」、「適正な利益の確保につながる設計・積算、労務賃金水準の確保」といった意見。

平成28年夏の意見交換会では、「女性技術者採用は難しい」、「週休二日制は目指すべきではあるが、経費増や労務者収入の低下など課題が多い」といった意見。

平成29年冬の意見交換会では、「ICT活用は、効率化・利益確保の観点から、急がず着実に進めてほしい」、「新規入職者の離職防止も重要」といった意見が出されました。

全体では、安定的な予算が必要といった意見が多く、早期発注や平準化、余裕ある工期などのほか、担い手確保などの意見が多くなっております。

次、資料11、アンケート結果について説明いたします。

まず1ページ目は、平成27年度に実施しました「若年労働者入職に関する実態調査」です。

まず、企業へのアンケートを上段に示しておりますけれども、企業2,315社から回答がありました。

若者人材確保に向けた施策で重要なものとしては、「給与・賞与や福利厚生」、「資格取得などスキルアップ支援」が上位となっております。

1ページ目の下段になりますけれども、実際勤めている若年の従業員に対するアンケートになりますけれども、建設業が人材不足になる要因として、「業界のイメージが良くない」、「休日が少ない」、「労働時間が長い」、これらが上位を占めております。

資料11の2ページをご覧ください。これは建設関連の学科で学ぶ学生に対するアンケート結果です。

仕事の魅力としましては、「ものづくりは面白そう」、「自分でやったという実感がもてる」などといった回答が多い状況となっております。

ます。

また、就職する場合の企業選択ポイントとしましては、「安定した会社」、「給与・待遇がいい会社」が多い状況となっております。

次のページをご覧ください。これは地方建設業協会など、会員126社から回答を得た結果です。

各社の今後の方向性として、本業維持・拡充が91%となっております。その本業維持・拡充の方向性に取り組む際の課題として、人材の確保・育成が多く、技術力や営業力強化が続いております。

そのための道に求める事業として、ページの下に書いておりますけれども、「資格取得のための経費助成」や「業界のイメージアップ」、「就業環境の改善」、「施工管理・コスト削減の情報提供」、「セミナーの開催」となっております。

次のページ、4ページになりますけれども、これは地方建設業協会などの団体に聞いたアンケートです。

技術者・技能者が不足している団体が19団体のうち18団体、若年労働者の採用が予定どおりできていない団体が17団体のうち16団体となっております。

次に、公共工事の品質確保の促進に関する法律ということで、資料12をご覧ください。

将来にわたる公共工事の品質確保と、その中長期的な担い手確保、ダンプ防止等のため、平成26年6月に法律が改正されております。

この改正の中では、発注者の責務を明確化、行き過ぎた価格競争を是正するといったものが改正内容となっております。

また、関連する入契法、建設業法も同じく改正されております。

この法律の改正を受けまして、北海道としましては、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」を改定し、その中で示された発注者として取り組むべき事項を現在進めているところであります。

次、資料13をご覧ください。資料13は、ICT関連についてです。

建設就労者等の減少から、建設現場において、少ない就労者で今までと同様の仕事をこなすことが求められております。また、週休二日制の導入、あるいは時間外勤務を減らすためにも、生産性の向上が必須のものとなっております。

現在、国土交通省におきましては、「i-Construction」を進めており、北海道としましては、資料13、1ページに記載してありますけれども、「建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針」を策定し、進めているところです。

具体的には、資料の真ん中よりやや下書いておりますけれども、TS（トータルステーション）による出来形管理を土工1万立方メートル以上であれば、使用することを原則とし、「TS・GNSS締固」、衛星測位システムによる締固めですとか、「MC/MG技術」については、当面、施工者希望型で進め、数年後には使用を原則と

することとしております。

資料13の2ページから3ページに、具体的な各技術の概要を載せておりますが、時間の関係上、詳細な説明は省略させていただきますけれども、土の掘削ですとか盛り土、締固めなどにICT技術を用いた測量をもとに、建設機械が自動的に施工することにより、人間が行う準備あるいは作業後の確認作業が省力化できるものとなっております。

次、資料14をご覧ください。資料14は、女性活躍関連についてです。

まず、女性活躍推進法の概要についてですが、この女性活躍推進法、これは女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に、平成27年9月に制定されたところ です。

この法律では、国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定。地方公共団体は、この国の策定した基本方針を勘案して推進計画を策定することとしておりまして、道庁としましては、道の環境生活部になりますけれども、平成28年3月に「北海道女性活躍推進計画」を策定しました。

この計画は、「地域を男女でともに支える社会の推進」、「女性のライフステージに応じた支援」、「男女がともに働きやすい環境づくりの推進」、この3つの展開方向を柱として施策展開の方向性を示したものでありまして、オール北海道で女性活躍支援の取組を推進しようとするものでございます。

最後、資料15をご覧ください。資料15は、「働き方改革実行計画」についてです。

国におきましては、本年3月、内閣総理大臣を議長とする働き方改革実現会議におきまして、長時間労働の是正など、働き方改革の基本方針となる「働き方改革実行計画」を決定したところでございます。

資料15の2枚目、A3の資料になりますけれども、「検討テーマと現状」の欄に記載しております9つのテーマについて、働き方改革実現計画において、具体的な方向性を示すための議論が行われまして、右側に記載しております対応策19までありますけれども、その対応策ごとに、今後の対応の方向性などを整理したロードマップを決定したところ です。

ちなみに、対応策の④としまして、「法改正による時間外労働の上限規制の導入」というのがありますけれども、これにつきましては、今後の対応の方向性として、「罰則付きの時間外労働の上限規制の導入など」が示されております。

建設業は、時間外労働に関しまして、建設業の事業の性質上、天候等の自然条件に左右されるため、これまで時間外労働の上限規定が適用除外とされておりましたが、今回の「働き方改革実現計画」では、労働基準法改正施行期日の5年後と、他の産業よりも猶予が与えられてはおりますが、罰則付き上限規制が適用されることとなっております。

説明は、以上でございます。

堤委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました新プランの課題検討について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

ありませんか。

小磯先生、お願いします。

小磯委員

事務局の方から大変具体的な説明がありまして、ありがとうございました。

ある意味で道庁としての建設産業に対する支援施策というものを、かなり具体的に説明していただき、現在の建設業を巡る動きの中で、どういう形で議論していったらいいのか、その論点の整理をいただいたということで、まず感謝申し上げたいと思います。

今日は、最初ですので、基本的な検討の視点ということで、ちょっと感じていることをお話申し上げたいと思います。やはり北海道庁としての建設産業支援プランとは何かというのを一言で言うと、建設産業は地域にとって非常に大切な産業であり、その発展というものを、自治体として、北海道として、産業政策としてどう進めていくのか。そのための一つの政策支援というのがこのプランの性格だと思えます。それを新しい時代の変化の中で、どういう形で進めていけばいいのかというのが、この会議の目的でしょう。

ということで、改めて北海道庁としての建設業という産業に対する政策の中身をどう考えていけばいいのかということですが、基本的に市場経済の民間企業の産業というものを自治体としての政策がサポートしていくというのは、基本的に大変難しい問題で、当然限界があるわけです。それをわかった上で、いろいろな工夫を凝らしながら支援していくことが大事なのですが、それとともに大切なのは建設業という産業の特性をどう見極めてその政策を進めていくかということだと思えます。

建設業というのは、ほかの産業と違っていくつかの特性があり、特に地域にとって、私は一つ言えるのは、地域づくり産業であることです。これは建設業の役割は、いろいろな形の社会資本を整備して地域をつくっていくということと同時に、本来の建設業という業を超えた地域の幅広い活動を支えてきていることです。これは、防災活動から日々の祭事などの取組まで幅広く支えていることが、北海道という行政にとっても非常に大事だということです。この認識を建設業という産業を支援していく上での基調としてしっかり持って対応していかなければというふうに思います。

その上に立って、建設業の本来の特徴というのは、受注産業ということですが、したがって、北海道という立場は、この会議の間では産業を支援していくという立場なのですが、一方で北海道庁は発注者という立場もあります。建設業法という法律がありますが、これは建設業の発展を国としてしっかりやっというよりは、国としての社会資本整備を安定的に進めていくために、その担い手で

ある建設業というのをしっかり管理監督としていくという目的の法律で、決して産業政策ではないのです。したがって、道としての独自の建設業に対する産業政策というものをどう進めていくかというのは、発注者という立場に立っていい仕事をいかに効率的にやってもらうだけではなく、しっかりした安定的な産業として発展してもらうという視点が発注者としての政策の中にもどう組み込まれているかが大事だと思います。

例えば、今品確法の中で総合評価という仕組みがあります。その中で、ただ単に安くて質の高いものを世に出すだけではなくて、結果的にそのやり方で建設業という産業が安定的に発展していく、そういうところにもつながっていくという工夫を北海道の政策として期待しております。

それから、視点の2点目としては、これは今北海道において人口減少の中で伸びている産業というのは、やっぱり大体都市型のサービス産業ですね。その中で建設業というのは、人に対するサービスという側面と同時に、やっぱり土地、空間、そういうものに対してしっかりと地域づくりを支えていく、そういった意味では、非常に地方にとって大事な産業ですね。だから、人だけではなくて、空間も大事に使った産業であるのです。そういった意味では今北海道では札幌一極集中の中で、人口が減少していく地方をしっかりと支えていく産業でもあるのです。そういう視点もこれからの北海道の産業政策として、私はもう一つの大事な部分ではないかなというふうに感じております。

それから、産業プランの方向として外から見た建設業のイメージをきちんと払拭していくことも北海道の政策としても大事な部分でないかと思えます。

なぜその建設業のイメージがよくないのか、過去いろいろなデータがありますが、基本的にはやっぱり建設業の魅力は、私はものづくりの魅力が大きいと思います。私も建設業の方といろいろ話を聞くときに、皆さん方のやりがいは何ですかというような質問をさせていただくと、必ず答えとして返ってくるのは、やっぱり地図に残る産業、自分がやったことがしっかりと地域に残っていくという醍醐味です。ただ問題は、ものづくり産業としてのしっかり産業政策に位置づけられているかどうかということです。日本の場合、ものづくり白書があります。これは経済産業省が所管する製造業について、伝統あるものづくり産業として評価され、受け継がれていくためにいろいろな形で魅力化されているのですが、そこには建設業は入っていないのです。こういう日本の政策体系の中で、北海道として建設業というものを、もちろんそういう地場産業も非常に大事ですけども、しっかり地域づくり産業としてより魅力あるものにしていくという前向きな発想で建設業の位置づけというものをしっかりしていけることが私は大事なのではないかなと感じております。

これは、ある意味で産業政策としての建設業を考えていく上での、私なりに考えた視点ということで申し上げます。

今ご説明いただいた資料の9について、今後の課題ということでの確に言っていたと思います。

その中で、一番大きな問題という、やはり担い手不足です。担い手不足という問題に関わって働き方改革とか、それから情報化施工のような生産性の向上というものが今テーマとしてありますが、これをどういう形で北海道として取り入れていくのかというのが大きな論点になるかなと思います。

公共投資に関しては、具体的な予算確保についてはいろいろところで声は出ますがやっぱり日本の現状を考えてみますと、限られた財政の中で、そんなに潤沢な公共投資をやることにはならないでしょう。

つい先日ですか、財政制度審議会が、新年度の展開に向けた一つの提言の中で、社会資本整備に向けたメッセージの中で、なかなか今年は厳しいなと思ったのですが、これからの公共投資の制約の最大要因は労働力の供給制約であるという、そういう提言が出されています。したがって、働き方改革も含めたそういう動きの中で、それ相応の公共投資を進めていくために北海道の地域としての特性を活かしてやっていくことが大事で単に労働生産の向上という基本的なことだけではなくて、何かあらゆる創意工夫というものをやっぱり駆使しながら実現していく総合政策的なことが私は必要なんじゃないかなと思います。労働力の平準化みたいなものも生産性の向上につながるでしょうし、一つのデータだけでなく、多方面のいろんな創意工夫というのを展開していくことが大事だなと思います。

I C Tの問題にしても、情報化施工だけではないと思います。基本的に労働生産性の向上というのはイノベーションだと思いますが、そうすると単に情報化施工だけではなくて、やっぱり創意工夫でやれることがたくさんある。生産性の向上を極端に進めることができない企業も多い中で、ちょっとした創意工夫が必要じゃないかなと感じております。

ちょっと取りとめない話になりましたが感想を述べさせていただきました。

堤委員長

ありがとうございました。
事務局から、ご意見を受けて。

事務局(京田課長)

大変ありがとうございました。参考にさせていただきます。

堤委員長

ほかにありませんか。
私の方から質問というか、今の小磯先生のご意見等にもちょっと、それですと引っかかっていたんですけども、建設業の方たちが本業重視であるというふうに随分お答えになられていることの評価はどのように、道庁の方の考えはいかがでしょうか。

事務局(京田課長)

前回のプランのときについては、先ほどの建設業の投資額にありましたように、ちょうど平成22年が投資額が一番最低になった経

緯でございまして、前回のときは建設業は将来的にもうなかなか難しいという、建設業の方々もそういう考えが多かった状況でございます。

今回、うちの方で意見交換会ですとか、アンケート等を行ったところによりますと、やはり本業の強化が大事ということと、先ほどグラフで説明しましたように、投資自体がだんだん改善傾向にあるということがあります。

もう一つの点としては、これもアンケートの一つなんですけれども、やはり本業が安定していないと、新しい分野に手を出しても、そちらの方が赤字になって、いわゆる非常に経営自体が不安定になるという例もございまして、そういうのもございまして、全体的な結果としては、やはり本業を強化したいというご意見が結果として多くなっている状況でございます。

堤委員長

少しずれていたかもしれないんですけども、本業をするということによって安定性が確保されるというふうにも考えている。要するに、私は、今まで他業種に進出している銀座に進出している例の会社とか、ああいったことをすることによって、リスクヘッジができるのではないかなというので、先ほど小磯先生がおっしゃられたようなちょっとイメージの面がありますけれども、新しいことをやると、建設企業に勤めたからといって、必ずしも現場で土木をさせられるばかりでもないんだなと、3Kばかりでもないんだなというイメージが少し生じるかなというところあたりでは、新領域に入るのもそれほど悪くはないと私は思ったりするんですけども、やはり私は素人ですから、建設業の本来の方たちはそうは思っていないくて、やはりまじめに本業を重視していくと、その中でやっていく、そういうことを道庁としては支援していく、そういう形でしょうか。今、現状では。

事務局(京田課長)

それにつきましては、今後更にここは素案の中で検討していきたいと思いますが、いろいろ私たちも各地域に回ってお話を聞いていたりしているんですけども、またちょっと過去の話と状況が違ったというのがもう1点ございまして、人自体が減っておりまして、建設業の本業自体が担い手不足という状況になってきておりまして、そういう意味では、新しい分野に行きたいという企業もあるかもしれないんですけども、行かせる人がいないというか、そういう状況も一方でございます。ただ、新しい分野も非常に大切でありますし、北海道も積雪寒冷地という、本州とかほかとは違う技術も持っている会社があると思いますので、そこら辺も今後検討してまいりたいと思っております。

堤委員長

ほかにご意見ありませんか。
小磯先生。

小磯委員

今の関連でいいですか。

建設業の新分野進出というのは、これ最初の資料3ですかね、これまでの道の建設産業振興施策の経過と概要の中でお話が出ていましたけれども、建設業のソフト面に対するいろんな動きの流れを見ると、これからは公共投資がなかなかできないから、新しい局面を迎えるということで進められた背景があるようですが、必ずしも他分野への進出というのは、そんなに順調にうまくいくかという、そうでもなかったと。やっぱり建設業の本業としてしっかりやっているとこが強い。したがって、今改めて新分野で成功しているところの例を見ると、本業でもしっかりとした経営をされているところ。そこでもう一つ大事なのは、建設業は地域産業と申し上げましたが、地域の中でいろいろな課題があると、地方に行けば行くほど頼られるのは建設業で、何とかしてくださいと頼まれる。そういう状況の中で新しい分野に展開している事例というのは少なからずあると思います。

今日、この資料8の課題のところの道外進出の例でご紹介いただいている建設業は、私も少しお手伝いした企業ですが、もともと地域の産業クラスター活動で、地域の方々と一緒に地域の資源を活かして何かできるかという取組がきっかけです。これが一番大事で、そういうときに、やっぱり担い手になるのが地域の建設業なのです。

これは一つの建設業の新しい展開として建設業でも、こういう実りのある取り組みもできるという、やる気にもつながっていくという、そういう意味の好事例としてほしいと思います。

堤委員長

ほかにありませんか。

安達委員

今のお話ですが、私は建設業の顧客が比較的多いのですが、ある程度、本業がきちっとしているところは、それほど規模が大きくない企業でも、様々な分野に挑戦しているケースが多いです。必ずしもうまくいってないケースもありますが、北海道という土地柄では、本業だけでは経営を成り立たせるのは難しく、また、若い従業員が現状の仕事だけで魅力を感じることができるとかということを考え、様々なことに挑戦している企業が多いです。

例えば介護の分野では、サービス付き高齢者住宅。この住宅建設数は北海道が一番多く、建設業者が運営しているところもあり、うまくいっているところ、うまくいってないところ各々、いろいろ聞いています。

何年か前ではエゾシカに挑戦した企業も多かったです。打てば当たるではないですが、本業も新規事業もしっかりとやっているところもあるので、アンケートでは、本業をしっかりやっていきたいというご意見が多いとは思いますが、今後は、ものづくりなどの新しい分野で成功した事例をある程度PRしていただきたい。実際そういう資料も出てはいるのですが、こんなこともできる、あんなこともできるという実例を示す等の方向性を考えていただけたらと思います。

やはり、建設業者さんという、経費の節減や費用を抑えるとか、

実際に、サービス業等の分野よりはそういう意識が低くそこが弱みです。また、先ほどおっしゃったように、受注産業がメインという性質から、自から積極的に顧客を開拓していくという意識の低いところが多いのですが、経費削減は工夫次第でできます。また、自ら積極的に顧客開拓をしていくというのも大事ですが、やはり成功しているところは、ほとんどが従業員任せではなくトップセールスを行っている。やはり経営者が発展的に様々なことを自らセールスし、広げていくところが成功しています。また、当初は成功はしていませんでしたが、道外と協定を結び、現在成果を上げている企業もあります。

そのような企業は、機械化にも取り組んでいます。現在注目を浴びているドローン等をいち早く取り入れ、東北に進出している企業もあります。やはり、企業が、新しい分野を切り開いていくと、建設業が暗いというイメージが払拭されてくるかなというふうに考えます。

堤委員長

いかがでしょう。

中山委員

実際建設業に携わっている者として、小磯先生のお話を伺いまして、本業で会議したときは、私、前も協議会で先生とご一緒だったんですけども、農業に出た人は皆さん撤退されたという実情がありまして、あのときは、今の安達先生とは別で、失敗した事例を出してくださいと、実はそういう時代でありました。

今本当に残っていらっしゃる方は、ワインをやっているらしいです。生き残っているのはちゃんとやっているわけですね。それはぜひもう少し具体的にお知らせしてほしいし、私、実はギンザシックスに上田さんが出るというのを北海道新聞は知らなかったわけですよ。非常にながかりまして、教えてあげているわけですから、あそこに出ているのは、ソメスサドルと石屋とコロツケか、何で上田組が出ているのに道新が書かなかったのかと思ひまして、非常にながかりして、経済部の記者を呼びつけて、知らないのかと聞いたら、知らなかったんですって。普通のコメントは出してくれて、本紙は知らなかったと。その後いろいろ書いていただきましたので、私はああいうふうにして出るくのは励みになりますから、ぜひ道としてもそういう本当に頑張っている人については、教えていただきたいなというふうに、いろんなデータをいただきたいです。

この資料9の競争力の論点で、競争力の強化と経営体質の強化ってなかなか相まっていることがありまして、競争力の強化イコール、競争力ができたらやるんですね。それが経営体力を落としたという事情がこれまでございましたので、今はちょっと少し上がってきていますので、1%、2%では本業が一番影響があるものですから、その辺のことをきちっと、かといって競争力を落とせということではないんですけども、正当な状態で戦えるという土俵をつくるように、ある程度していただければ、適正な利潤を確保していくということです。

本業回帰というのは、間違いなくそういう状況がありまして、私どももいろいろなことをやっているんですけども、全部がうまくいくわけではございませんし、何でかって、やっぱり社内にいる余剰人間が新しいことをやるというのはなかなか難しいです。やはり外の血を入れて、そこに職員を一緒につかせてやるとか、そういうのが皆さんいろいろ成功しているところは間違いなくあると思いますので、その辺はぜひ導入していただきたいと思います。

それから、週休2日制の話は今国の方で進めているんですが、実は、北海道建設業協会と開発局との意見交換会をやっています。実は空知建設業協会に所属しています。道庁で今日やっているんです、今まさに。もうそろそろ始まると思うんですけども、そのときに、国の方は週休2日制のモデル事業とか云々と、道路と河川って限られていますよ。農業、港湾が外れていますから、そういう状況なんです。なぜかという、農業に携わっている現場ですと、農家の方は土日もないんです。天気のいい日は仕事をする日なものですから、ですから、土日とかで私どもが休みたいときも、なぜ休むのかと、工事をやったりという。やっぱりそういう感覚がまだ実際に農家の方には、自分の財産を委託して私どもが工事していますから、やはりきちっとやってほしいという感覚がございますので、すごくこの週休2日減らすと、決めて休むというのは難しい。ですから、国の方が雨が降ったら休みにして研修してほしいとか、上の中にもございますので、あとは人材の確保のためには、そういうことを乗り越えていかないと駄目なんですけれども、現状としてはそういう建設業の置かれている労働環境があるということと、小磯さんの関係する建築現場で全部を休みにしたら、別の現場へ行って働いているんですよ。

ですから、そういう環境的な問題もあるものですから、せっかくなら現場をとめて休ませているのに、そこに来ている労働者の方は、仕事をやめて休んでいる間に仕事をする、そういうような実際にそういう状況もあるものですから、この働き方改革を進まないで、私ども職員の確保が大変なんですけれども、実際に仕事をしていただく労働者の方も離れて戻ってこないという心配があるんですね。現場でずっといて、決めたことによって、ほかの現場に行かずとそっちにいますと。そういう状況になると困りますから、それは悲しいことなんですけれども、そういうごまかして週休2日制で働かされる場合は、建設業はそうなっているということだけ分かってほしいなと思います。

以上です。

濱野委員

私も、中山委員と同じように前回から関わってまして、たしか前回のときに、この資料3番目の建設産業支援プラン2013という、建設産業を取り巻く環境は、依然と厳しい状況が続いていることを踏まえて、そのことによって建設業を取り巻く産業の投資というような話があったんですけども、2回目の委員会からは今度、民間の仕事がかなり出てきまして、かなり仕事が忙しいという状況

になりまして、今度人づくりの強化並びに、ちょっと出ていませんけれども、技能士の問題等に方向が変わったというのがあります。現状としましては、やはり話にございましたように、やはり若年労働者が我々の業界に入っていない、それとやはり仕事が一時的にかたまって、平準化されていないということですね、一時的に忙しさはあるけれども、冬になると今度仕事がないというような状況で、平準化しにくい産業であるというような仕事だと思います。

それと、これとは違うんですけども、話を聞いていまして、資本ベースで見ますと、これは資料の8の資本別を見ますと、法人事業者並びに500万未満の方がいて、それから、500万から1,000万が半分以上占めているということなんですけれども、このプランを見る限り、こういう方は余り対象にされていないんですね。

我々の業界というのは、建設業として考えた場合は、まず皆さんのように工務店もうほとんどありません。昔、弊社も工務店営業してずっとやっていましたけれども、今は100社のうち1件残っているかどうかという状況です。その代わり一軒家の建築に関しては、ハウスメーカーが力をつけてきて今やっている。

その次に考えられるのは、設計事務所と橋梁設計、建物に対してですね。その次が総合建設業、中山さんのような建築・土木、その下に今度我々専門工事業ですが、そのゼネコンさんの下に我々がぶら下がりながら施工を協力しながらやっているという状況で、今度私の下には、また2次、3次という職人さん、労働者がいるということ踏まえて整理しないと、これを全部、なぜかと言うと、先ほど話がありました、ゼネコンさんのその上の方のゼネコンさんを主体にしたような感じの選択になっているような気がいたしますので、それを一回、建設業とは何ぞやということを掘り下げた方が私はいいいんじゃないかと。当然これは異なりまして、我々の資材を運ぶ運送関係も当然入っているのかどうか、いろいろあると思うんです。それをもう少しとにかく掘り下げて考えられたらどうかなと思う次第でございます。

以上です。

堤委員長

いかがですか。

事務局(京田課長)

今のご意見を伺いましたので、それにつきましても検討してまいりたいと思います。

中山委員

建設業でなくて建設産業といいますね、平成20年に。そういうふうになってきた。最初は建設業でした。平成20年から建設産業になっていたもので、そのときに多分、道の考え方がいろいろおありになったと思うんですね。

事務局(京田課長)

建設産業の件なんですけれども、ちょっと確認していきたいと思

います。
資料5をご覧いただきたいと思いますが、2ページ目でございます

す。中段に4、プランの対象というふうになっていまして、「建設産業は、建設業と調査、設計などの業務を担う建設関連業から成り立っており、このプランは建設業が中心となりますが、建設関連業も視野に入れ策定しました。」ということが記載されております。下の方には業者数等の数が入っております。

建設業というところなんです、ページでいきますと、30ページになります。これは注釈でございますが、一番上に、1 建設産業というふうを書いておまして、道路、河川などの社会資本や学校、病院などの公共施設など、建設生産物は、企画、調査・設計、施工、維持管理などの過程を経て創り出されており、これらを総称するもの。本プランでは、建設工事を行う建設業と調査・設計などの業務を行う建設関連業をプランの対象として、建設産業としたというふうな記載がございます。

更に真ん中ぐらいに、5番目で建設業というふうになっておまして、これは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業というふうに記載しております。

ただいまのご意見をお伺いしておりますので、それにつきまして素案に向けて検討していきたいと思っております。

堤委員長

よろしいでしょうか。一応、建設産業については。

濱野委員

それあると思うんですね。中山先生がたしか同じような話をしていたので、ちょっと思い出しています。非常に難しい話として、非常に。

小磯委員

ちょっとよろしいですか。

建設業とは何かというのを明快に定義づけて答えるのは大変難しいと思っております。建設業の実態は産業群なのです。いろいろな職種のいろいろな形態の産業群なのです。発注者から指示されたものを受注して完成していくために、さまざまな産業群が連携してそれらをちゃんと仕上げていくというのが建設業で、それがやっぱりほかの産業と違うのです。だからそういう産業の個々の実態を踏まえた、こういう政策としての提案というものをどういう形で進めていくのかという、その工夫が必要だと思っております。

従来型の例えばこの2ページに整理されているのは、こういう動き方で、一般の方たちがこういう実態の話を聞くのはなかなか難しいと。まさにこの期間では難しいとは思いますが、少し工夫して、よりわかりやすい建設業の実態に対応していただきたい。

それから、先ほどから渡辺委員がご質問されていましたが、測量設計の分野について建設業というのは二次産業ですが、コンサルタントは第三次事業、サービス業なんですね。大きなやっぱり産業としての性格の違いがあるので、それを建設関連産業として一体として見せていくというのは、例えば統計データの分析など非常に難しいのですが、この機会に少し工夫しながら、実態に合わせて、

つながりも深いわけですから、分析していただきたいなと思います。

堤委員長

あとございますか。
事務局、今のこの点について。

事務局(板谷局長)

貴重なご意見ありがとうございます。
本当に委員の先生方からご意見いただいて、おっしゃるとおり、我々の方も産業というところが何だろうというお話は、確かに考えさせられるところが非常に多くて、資料3で出ているように、建設業のアクションプログラムというのが最初にあって、そのときも、じゃ本当に建設業に限定していたかという、漠然としては何かもっと業界の意識はあったと思うんですけども、それが建設産業という形に言葉として認められてきたんだなというところが少しずつ変化をしてきたのかなとは思っておりますし、また、東京の方で国の動き、いろいろ小磯先生も中山先生からもお話があったようにいろんな動きがございます。北海道として、どこまでそこについて同じような動きをするのかと。このプランにつきましても、国の動き、人口減少もそうですし、働き方改革もそうですし、いろんな面で我々の方は意識をしていかなきゃならないと思っておりますけれども、やはり北海道としてのプランですから、北海道の実情を意識しながらプランをぜひつくってまいりたいなというところを思っておりましたけれども、改めてその辺を認識させられたと思っておりますので、これから事務局の方で素案をまとめる中で、また改めてちょっと汗をかいて取り組んでまいりたいなと考えております。

堤委員長

いかがでしょうか。よろしいですか。
ありがとうございました。

安達委員

週休2日制の話なんですけれども、最近私の方で関わってきていたんですけれども、そこは本業もきちっとして、そのほかの分野にもいろいろ関わっているところなんですけれども、やっぱり北海道って冬と夏の実際差が本州の方と違って全然激しいので、正直夏場は稼ぎ時なので、それを週休2日といたら生きていけないですね、冬場ではもともと仕事がないケースがあるものから。そういうこともあって、いろいろ別な分野にも進出しているんですけれども、それで成功しているところは、冬場になったら仕事が少なくなるので、人材育成とか研修とか、資格取得等に若い人たちは力を入れているんですよ、支援している。

それで、めりはりのある人事制度として、理想系なんですけれども、資格とか業務パフォーマンスが高い人たち、結果的に資格を取れたと。そういう人たちには、同じ従業員でもちょっと手厚い手当をつけるとか、ある程度ちょっと若くても重大な仕事を任せるとかという、そういうようなことをしているので、ほとんどきつなくてもやめる人がいないと。その代わり夏場はしっかり働いてもらう。だからといって、全然休ませてないというわけではなくて、週休2日

とかそういうような形では休ませていないということ、冬場とかそういうときにはある程度休ませるといふんですけれども、やっぱり労働基準法に反してはいけませんので、変形労働時間制って1年単位のがありまして、そういうのをどういうふうに導入するかということのアドバイスで私の方も行ったんですけれども、いろんなやり方があるので、法を犯さないレベルで、きちっとした会社なので、そういう工夫をしながらできるので、何か一応ちょっと私も実はこの検討における法定別にそうだという意味で書いたのではないのですけれども、労働環境改善のための週休2日制導入や時間外の縮減っていったって、きつい・汚いの職場の解消が必要ということの表現と、やっぱり工務店とかそういうような1ページに、普通の現場ではちょっと北海道の場合は余り影響しないなというふうに思ったので、もちろん適用するところはあると思うんですけれども、そういうのを何か含めたやっぱり北海道としてのモデルというか、そういう働き方モデルというのも提案したり、つくっていったりということも大事なかなというふうに思いましたので、ちょっと付け加えさせていただきます。

渡辺委員

週休2日制の話もそうですし、北海道独自の話もそうなのですけれども、やはり今までのプランも、社会環境が大分変わってきていることを反映してきている。今回は、少子高齢化も急激に進展しておりますし、地方の疲弊というのもございます。今、全国的に建設業界の問題は、多分除雪業者さんをどうやって維持するのだろうか。じゃ冬場の仕事と夏場の仕事をセットで出していったって、地域を守る建設業者さんを残していこうと。多分供給過剰状態の部分もあるのですが、供給が今度足りなくなってきた部分も出てきているのだろうかというふうに思います。

その中で、東北大震災が起きて、去年北海道は台風が来まして、そういう災害に対しての私たちの役割ということも非常に多くなってきています。そういったところの視点もやはり環境の変化としてあります。私どもの業界は、笹子トンネルの崩落があったときに、トンネルの点検や橋梁点検が補正に上がったということで、点検技術者が足りない状況で、物すごい数の点検を一気にやっておりますし、これをずっとやっていかないといけません。本当に何年前かは、余ったと言ったら失礼ですけれども、投資が落ちた中で余剰になった社員を新規事業で何とか働かせようということをやっていたのですが、社員自体も減ってきているところに、新たに維持ですとか防災の仕事が増えてきているので、本当にそこを担える技術者をどう育てるかということと、あとは業務が続いていかないと。若い技術者も必要ですけれども、自分たちの跡を継ぐ経営者がいなくて、倒産は減っていますけれども、相当数廃業が出てきております。廃業するのは、やはり中小企業の場合は相続の段階での株の問題が、国もいろいろ支援していただいておりますけれども、やはり株をうまくできなくて廃業せざるを得ない。じゃ円満に合併できたときにメリットが出てくるのか、今の入札制度であれば、実は隠れた形で、オ

一ナーは代わっているのだけれども、会社として間口を残したほうが仕事が取れる仕組みなのか。時代背景の中で検討課題が変わってきているのだと思います。

週休2日制の話ですが、コンサルタントはほぼ100%週休2日制になっています。3月に8割の工期があり、3月に入るとほとんど家に帰れないという設計業界全体の抱える問題があります。冬は建設コンサルタントも測量業者も測量ができないので、測量技術者は東京に出稼ぎに行かないといけない場合もあり、早目に発注していただいて、今の時期には余り測量業務がないです。この時期に間に合う発注が少ない。ですから、ゼロ道債を通じて早く出していただけよう私たちの業界もお願いしたい。

一方で、道庁では、昨年の大災害のときに、設計業務について繰り越しをしていただきました。翌年に忙しさを先送りしていただいた。多分初めてされたということで、物すごく先進的なことをされています。そういった取り組みも北海道はすごく進んでいますので、そういったこともこのプランの中で出して、積極的に進めていただければと思います。済みません、長くなりまして。

堤委員長

ご意見ありがとうございます。
事務局どうですか。

事務局(京田課長)

ありがとうございます。参考にいたします。

堤委員長

いろんなことをしてしまったんですけれども、先ほど新産業の進出の面では、農業とかだと6次化というか、そういった形で縦に建設業も6次化をしていったいいのかなというのがちょっとあったらと思いましたが、それとも自分たちだけの事業にとどまるというところを支援していくのかなというのが少しありましたので、質問させていただいた次第でしたが、それから始まって、皆さんにいろいろなお意見をいただきまして、参考になるようなお話もいただきまして、ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

堤委員長

では、次に議事(7)のその他になりますけれども、事務局で何かございますか。

事務局(京田課長)

事務局からは、新プランの名称と期間についてでございます。これから素案を作成していくこととなっております。素案の作成作業に向けて、仮の名称と期間を設定して検討を進めていきたいと思っております。

名称につきましては、先ほど申したとおり、「支援プラン」、「支援プラン2013」と続いております。期間については両方とも5年間という状況でございました。

今回は、どのようにしたらよろしいでしょうか。

堤委員長	何かご意見ございますか。
渡辺委員	事務局でお考え方をお聞かせ願います。
事務局(京田課長)	よろしいでしょうか。 それでは、事務局案でございますが、先ほど申しましたとおり、今まで「支援プラン」、「支援プラン2013」と続いております。余り名称を変えてしまうと支援の継続性とかが駄目になりますので、分かりやすいということでいけば、「支援プラン2018」がよいと考えております。 期間につきましても、5年というふうな継続がありますことと、社会の変化も早い状況にありますので、長期というわけにはいかないと思っています。5年がよろしいのかなと思っています。
堤委員長	ほかに何かありますか。 では、次回の開催。
事務局(京田課長)	それでは、次回の開催月のご案内をしたいと思います。 第2回目の専門委員会の開催でございますけれども、ちょっとお盆の時期に関係してきて申し訳ありませんが、8月の開催を予定しております。 どうぞよろしく願いいたします。
堤委員長	それでは、全体を通して意見はございませんでしょうか。
濱野委員	8月の大体いつごろという。
事務局(京田課長)	8月の後半を考えております。
堤委員長	それでは、以上で議事は全て終了しました。 これをもちまして、北海道建設業審議会第1回建設産業の振興に関する専門委員会を閉会いたします。 議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。